

令和8年度 川口市AYA世代がん患者在宅療養支援事業のご案内

AYA世代の終末期がん患者が、自宅で安心して療養生活を送ることができるよう、在宅療養に必要な生活支援に対し、その一部を助成します。

1 助成対象者

サービス等利用時点において、次の要件を全て満たすかた

- ・川口市内に住所を有するかた
- ・18歳以上40歳未満のかた
- ・がん患者(医師に一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断されたかたに限る)
- ・在宅療養生活への支援及び介護が必要なかた
- ・他の制度において同等の助成又は給付を受けることができないかた

2 助成対象経費

次に掲げるサービス等に要する経費

- ・訪問介護(身体介護、生活援助及び通院等乗降介助)
- ・訪問入浴介護
- ・福祉用具貸与
- ・福祉用具購入

※福祉用具の種類については中面を参照してください。

3 助成金の額

サービス等に要する経費の10分の9に相当する額(利用者が生活保護受給世帯に属する場合は、10分の10に相当する額)で、上限額は次のとおり。 ※1円未満切捨て

訪問介護及び訪問入浴介護の利用並びに福祉用具貸与に要した費用の合計	1月当たり72,000円
福祉用具の購入に要した費用(利用者において <u>1回限り</u>)	1人当たり90,000円

※上記の他、利用決定者に対し、申請に必要な意見書作成料の10分の10に相当する額(上限額5,000円)を助成します。

※上限額を上回る費用については利用者の負担になります。

※助成金の交付は予算の範囲内で行われます。

4 申請の流れ(申請様式は川口市ホームページからダウンロードできます。)

① 利用の申請

支援事業の利用を希望するかたは、以下を健康増進課に提出してください(郵送可)。

- ・川口市AYA世代がん患者在宅療養支援事業利用申請書(様式第1号)
- ・意見書(川口市AYA世代がん患者在宅療養支援事業)(様式第2号)

意見書作成については、主治医に記載をご依頼ください。

申請内容を審査後、市から利用決定(却下)通知書を送付します。

② サービス等の利用・支払い

- ・サービス等を利用するときは、当該サービス等を提供する事業者へ自ら依頼し、サービス等の利用を開始してください。
- ・サービス等利用料については、利用者が事業者へ請求された額を支払い、領収書・明細書(サービス等の内容、利用回数、金額等が記載されたもの)を発行してもらってください。

※必要に応じて、利用決定(却下)通知書が届く前にサービス等を利用開始しても問題ありませんが、利用の可否、開始日については、利用決定(却下)通知書の内容によります。

③ 助成金の申請

利用決定者は、以下を健康増進課に提出してください(郵送可)。

- ・川口市AYA世代がん患者在宅療養支援事業助成金交付申請書兼請求書(様式第6号)
- ・サービス等提供事業者等の領収書・明細書原本(サービス等の内容、利用回数、金額等が記載されたもの)(原本)
- ・振込を希望する銀行口座(原則申請者)の通帳またはキャッシュカード等の写し

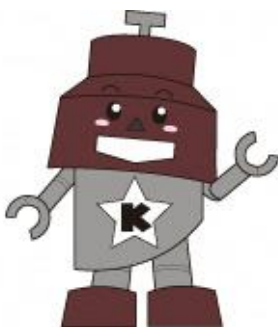
※4月から翌年3月までのサービス等利用料は同年度内(3月中)に申請してください。

申請内容を審査し、助成金交付決定(却下)通知書を送付します。

注)・本事業は予算の範囲内で助成を行っているため、予算の上限に達すると申請を受理できない場合があります。

5 その他

虚偽の申請その他不正な手段により、助成金の交付を受けた場合は、交付した助成金の全部又は一部を返還していただきます。



川口市ホームページ



【問い合わせ・申請先】

〒332-0026

川口市南町1-9-20(地域保健センター内)

川口市保健所健康増進課給付係

電話 048-256-1135

FAX 048-256-2023

福祉用具購入項目

	種目	機能又は構造等
1	腰掛便座	次のいずれかに該当するものに限る。 (1)和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの (2)洋式便器の上に置いて高さを補うもの (3)電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの (4)便座、バケツ等からなり、移動可能である便器(居室において利用可能であるものに限る。)
2	自動排泄処理装置の交換可能部品	自動排泄処理装置の交換可能部品(レシーバー、チューブ、タンク等)のうち尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの。
3	入浴補助用具	座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって次のいずれかに該当するものに限る。 (1)入浴用椅子 (2)浴槽用手すり (3)浴槽内椅子 (4)入浴台(浴槽の縁にかけて利用する台であって、浴槽への出入りのためのもの。) (5)浴室内すのこ (6)浴槽内すのこ (7)入浴用介助ベルト
4	簡易浴槽	空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの。
5	移動用リフトのつり具の部分	身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なものであること。
6	スロープ	段差解消のためのものであって、取付けに際し工事を伴わないものに限る。
7	歩行器	歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、四脚を有し、上肢で保持して移動させることが可能なもの。
8	歩行補助つえ	カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。

福祉用具貸与項目

	種目	機能又は構造等
1	車いす	自走用標準型車いす、普通型電動車いす又は介助用標準型車いすに限る。
2	車いす付属品	クッション、電動補助装置等であって、車いすと一体的に使用されるものに限る。
3	特殊寝台	サイドレールが取り付けられているもの又は取り付け可能なものであって、次に掲げる機能のいずれかを有するもの。 (1)背部又は脚部の傾斜角度が調整できる機能 (2)床板の高さが無段階に調整できる機能
4	特殊寝台付属品	マットレス、サイドレール等であって、特殊寝台と一体的に使用されるものに限る。
5	床ずれ防止用具	次のいずれかに該当するものに限る。 (1)送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気マット (2)水等によって減圧による体圧分散効果をもつ全身用のマット
6	体位変換器	空気パッド等を身体の下に挿入することにより、居宅要介護者等の体位を容易に変換できる機能を有するものに限り、体位の保持のみを目的とするものを除く。
7	手すり	取付けに際し工事を伴わないものに限る。
8	スロープ	段差解消のためのものであって、取付けに際し工事を伴わないものに限る。
9	歩行器	歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、次のいずれかに該当するものに限る。 (1)車輪を有するものにあつては、体の前及び左右を囲む把手等を有するもの (2)四脚を有するものにあつては、上肢で保持して移動させることが可能なもの
10	歩行補助つえ	松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。
11	移動用リフト (つり具の部分を除く。)	床走行式、固定式又は据置式であり、かつ、身体をつり上げ又は体重を支える構造を有するものであって、その構造により、自力での移動が困難な者の移動を補助する機能を有するもの(取付けに住宅の改修を伴うものを除く。)
12	自動排泄処理装置	尿又は便が自動的に吸引されるものであり、かつ、尿や便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの(交換可能部品(レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるものをいう。)を除く。)